

法雲寺樹木墓使用規約

第一条 樹木墓を使用する者は本規約を厳守し、法雲寺の承認を受けなければならない。
第二条 火葬した遺骨を「粉骨可能」麻袋へ納め樹木墓への埋葬とする。
又、ペットの埋葬も可能とし、使用規約・埋葬供養料等は同等とする。

□粉骨(壺萬圓／一霊／別途)を御希望の方はをお願い申し上げます。

第三条 火葬証明書等の提出がない場合は樹木墓の使用を認めない。

第四条 お預かりした遺骨・埋葬供養料は事情の如何を問わず返還しない。

第五条 以前の宗教・宗派・国籍は問わないが、今後行う全ての法要「御法事・御葬儀」等は法雲寺と施主が日時を決定し、法雲寺が曹洞宗の作法により行う。

※他の僧侶による法要「御法事・御葬儀」等が行われた場合は樹木墓を返還しなければならない。

第六条 年に一度合同供養法要「卒塔婆供養」を行う。(毎年七月二十四日に行う)

第七条 埋葬供養料は金 参拾萬圓とし、契約日より十年間の使用を認める。
※墓石料・墓石彫刻料込み／墓誌彫刻料は含まない。

第八条 墓誌彫刻を御希望の方は金 参萬圓／一霊(別途)とする。

□墓誌彫刻を御希望の方はをお願い申し上げます。

第九条 二霊目以降の埋葬供養料は金拾萬圓とし、契約日より十年間の使用を認める。

第十条 契約期限十年が満了した際は再契約料を金貳拾萬圓とし、新たに契約日より十年間の使用を認める。

※再契約をされない場合「施主様の音信不通を含む」は法雲寺住職の判断により永代供養墓への合祀とし、埋葬料は無料とする。

第十一条 本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。

故人名	
施主名	生年月日
住所	〒
電話番号	

令和 年 月 日 法雲寺樹木墓の使用を承認する。

(寺院住所) 埼玉県坂戸市多和目六三九 / (電話番号) 〇四九二八五二三七五〇



曹洞宗 普門山 法雲寺